

令和 4 年

乙訓福祉施設事務組合議会第 4 回定例会会議録

開会：令和 4 年 1 2 月 2 6 日

乙訓福祉施設事務組合議会

令和4年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

議 事 日 程

令和4年12月26日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	北林智子議員	松本美由紀議員
	村田光隆議員	
長岡京市	白石多津子議員	住田初恵議員
	大伴 壘議員	
大山崎町	井上博明議員	小畑孝信議員
	辻 真理子議員	

○欠席議員 なし

○議会事務局職員出席者

西澤美香書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(12名)

安田 守	管理者(向日市長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
前川 光	副管理者(大山崎町長)
上野 隆	監 査 委 員
川本 進	事 務 局 長
浦元 大地	会計管理者(向日市会計管理者)
城谷 晋太郎	総 務 課 長
伊藤 啓子	乙訓若竹苑施設長
小松 悦子	乙訓ポニーの学校施設長
菱田 ルミ子	介護障害審査課長
上田 佳子	乙訓若竹苑主幹
山田 洋平	障がい者相談支援課主幹

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議長の選挙について
- 日程 4 管理者の諸報告
- 日程 5 監査報告第4号 例月出納検査の結果報告について
監査報告第5号 定期監査の結果報告について
- 日程 6 第11号議案 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程 7 第12号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程 8 第13号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程 9 第14号議案 令和4年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第3号)について

○会議録署名議員

長岡京市 大伴 壘 議員
向日市 松本 美由紀 議員

(開会 午前10時00分)

○白石多津子副議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

ただいまから、乙訓福祉施設事務組合議会令和4年第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、一言ご報告いたします。

現在、議長が不在でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が選出されるまでの間、副議長の私が議長の職務を行いますのでご協力よろしくお願いいたします。

また、先般、大山崎町議会議員一般選挙が行われ、本組合議員として辻 真理子議員、小畑孝信議員、井上博明議員をお迎えすることになりましたので、ここにご紹介させていただきます。

本年11月1日付で本組合議会議員となりました辻 真理子議員です。

○辻 真理子議員 皆様おはようございます。また改めて2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

国の方でも、結構インクルーシブ教育であったり、そういう社会をとということですが、実際に、なかなか進んでいないということも改めて感じておりますので、またこの乙訓圏域の中でも、そういった社会、皆さんが理解していただけるよう努力させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白石多津子副議長 同じく、小畑孝信議員です。

○小畑孝信議員 皆様、おはようございます。小畑孝信です。目一杯頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○白石多津子副議長 井上博明議員です。

○井上博明議員 おはようございます。井上博明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白石多津子副議長 ありがとうございます。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、前川副管理者から発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

前川副管理者。

○前川 光副管理者 皆さん、おはようございます。

私、12月5日付で大山崎町長に就任いたしまして、同時に乙訓福祉施設事務組合の副管理者を、これから4年務めさせていただくことになりました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白石多津子副議長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、長岡京市の大伴 壘議員、向日市の松本美由紀議員の両議員を指名いたします。

次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程3、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、指名推選により行うことといたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、私、副議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、私、副議長において指名することといたします。

それでは、議長に井上博明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました井上博明議員を議長の当選人と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました井上博明議員が議長に当選されました。

ただいま井上博明議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

井上博明議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

井上博明議員。

○井上博明議員 失礼いたします。

議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様よりご推挙いただきました議長選挙、ありがとうございます。議長という大役を大変重く痛感いたしております。議会が公平かつ円滑な運営ができますよう、微力ながら誠心誠意努力いたしてまいります。

議員の皆様、理事者各位には、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○白石多津子副議長 ありがとうございます。それでは、井上議長と交代いたします。

井上議長、議長席にお着きください。

○井上博明議長 それでは、日程4、管理者の諸報告であります。

安田管理者。

○安田 守管理者 おはようございます。

本日、令和4年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご出席いただきましてありがとうございます。

報告の前に、先ほどご紹介いただきましたとおり、先般の大山崎町議会の選挙により、本組合議会議員に、辻 真理子議員、小畑孝信議員、井上博明議員をお迎えすることとなりました。

議員の皆様方におかれましては、本組合発展のためお力添え賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、ただいま、議長に井上博明議員が就任されましたことをお祝い申し上げます。

それでは、第3回定例会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございますが、本年度第2回目の組合運営協議会全体会を11月21日に開催し、令和5年度の組合予算案等について、構成市町の福祉担当委員と意見交換を行いました。

今後も、本組合の円滑な運営と課題解決に向けて、より一層議論を深めてまいりたいと考えております。

また、地震及び火災を想定しました組合全体の避難訓練を、消防職員の立会いのもと、11月22日に実施し、災害時の避難対応等を確認いたしました。

次に、乙訓若竹苑の関係でございますが、11月末現在の利用者数は、就労継続支援事業28名、生活介護事業3名、合計31名でございます。市町別利用者数は、向日市6名、長岡京市22名、大山崎町3名となっております。

地域活動支援センター事業の登録者数は25名で、日中一時支援事業の登録者数は48名でございます。また、相談支援事業の11月末現在の契約者数は46名となっております。

次に、介護障害審査課の関係でございますが、介護認定審査会では、本年9月から11月まで、合議体を57回開催し、1,768件の二次判定を行いました。そのうち介護認定審査会の簡素化の対象件数は305件でありました。

次に、障害支援区分認定審査会では、同じく本年9月から11月まで、合議体を6回開催し、73件の二次判定を行いました。

次に、障がい者相談支援課の関係でございますが、乙訓障がい者基幹相談支援センターでは、圏域の事業所に勤務する新任職員を主たる対象とした新任職員連続講座を9月に3回開催いたしました。

乙訓障がい者虐待防止センターでは、障がい者虐待防止に関する広報・啓発を目的に、福祉事業所等からの依頼を受け、9月から11月に5事業所で研修を行いました。

また、圏域の事業所職員を対象とした施設従事者等における虐待防止の取組に関する研修会を12月に開催いたしました。

最後に、ポニーの学校の関係でございますが、11月末現在の児童発達支援事業利用児につきましては、向日市39名、長岡京市33名、大山崎町12名、合計84名で、障がい児相談支援事業の契約者数につきましては、11月末現在で、向日市207名、長岡京市199名、大山崎町47名、合計453名となっております。

報告は、以上でございます。

○井上博明議長 以上で管理者の諸報告を終わります。

次に、日程5、監査報告第4号 例月出納検査の結果報告及び監査報告第5号 定期監査の報告についてであります。

監査委員の報告を求めます。

上野監査委員。

○上野 隆監査委員 それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を、令和4年9月29日、10月19日及び11月29日に実施いたしましたので、同条第3項の規

定によりその結果を提出いたしましたので報告いたします。

なお、検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、令和4年11月29日に実施いたしましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告いたします。

定期監査の結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管に係る財務等に関する事務事業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○井上博明議長 以上で例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告についてを終わります。

次に、日程6、第11号議案 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第11号議案 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が相楽広域行政組合に名称変更することに伴い、規約別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく組合理約を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約は令和5年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上博明議長 ただいま、提案理由の説明がありましたので、本案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第11号議案について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案どおり可決されました。

○井上博明議長 次に、日程7、第12号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第12号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、地方公務員法の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に公布され、国家公務員において定年が段階的に引き上げられるとともに、管理職の勤務上限年齢による降任や、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準として、地方公務員についても同様の措置を講ずることとされたことから、関係条例を改正するものであります。

改正の内容についてであります。乙訓福祉施設事務組合職員の定年等に関する条例につきましては、定年年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降65歳とし、管理監督職勤務上限年齢制の対象者を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めるものであります。

さらに60歳に達した日以降に退職した職員について、短時間勤務の職として採用することができる定年前再任用短時間勤務職員について、定めるものでございます。

その他、関係条例について、法改正による管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備など、所要の改正を行うものであります。

また、乙訓福祉施設事務組合職員の再任用に関する条例についてであります。法改正に伴い現行の条例を廃止するものでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、この件につきましては、職員組合と交渉を行い、合意を得ております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上博明議長 ただいま、提案理由の説明がありましたので、本案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

辻議員。

○辻 真理子議員 ちょっと何点か確認したいのですが、これ、地方公務員法の改正ということで、国のところから来てる部分かと思うのですが、現行の再任用の方と、これが施行されてからの60歳以降の方の給料面というところでは、一定7割の給料になるのかなと思うのですが、現行の再任用さんとの給料の比較というのは、どのような形になるか、お聞かせください。

○井上博明議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 現行の再任用職員と変わらず、70%になってもその均衡が保たれるように維持していくようにしております。

○井上博明議長 辻議員。

○辻 真理子議員 そうしましたら、これで改正はされても、60歳以降の方が定年延長が、2年ごとに延長される、1歳ずつ変わるというところでも、特段、その給料面では変わらないという理解でよろしいですか。

○井上博明議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 はい、バランスを保つように維持してまいる予定でございます。

○井上博明議長 辻議員。

○辻 真理子議員 ありがとうございます。

あと、もう2点なのですが、実際に60歳以降になりますと、今であれば再任用の方でも管理職に就けるということなのですが、これに変わると、現行の管理職さんというのは、7級、6級の、5級ぐらいまでには就けないという理解でよろしいですか。

○井上博明議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 60歳以降は役職定年になり、管理職から降任されるという制度でございます。

○井上博明議長 辻議員。

○辻 真理子議員 ちょっと危惧するのが、60歳以降ということで、ある一定の現場に入る、戻られるか入られる方がおられるのかなと思うのですが、そのときに、消防の方でもきっとあると思うのですが、身体的な配慮であったりとか、そこら辺

というのは、どのように考えて、今後務めていただくということを考えておられるか、お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○井上博明議長 城谷総務課長。

○城谷晋太郎総務課長 定年引上げによりまして、60歳を超える職員が培ってこられた知識だとか経験を、次世代の職員に生かしていただくということを期待しておりますことから、組織の活力の維持に支障のない範囲で職務の方を行っていただくという形で考えております。

○井上博明議長 辻議員。

○辻 真理子議員 ありがとうございます。実際に、今のこの若竹苑の中での担っていただいている就労Bであったり、生活介護とかもあると思うのですが、日中一時とかというのは、タイトにいろんな方が入ってこられる中で、そのお一人お一人の状態によっても、なかなか多動であったりとなったときに、60歳以降の方が付いていただくというのが、なかなか難しくなるということもきっとあると思いますので、その辺については、少し現場の方の声も聞いていただいて、働きやすい環境づくりを求めて、要望させていただきます。

○井上博明議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第12号議案について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案どおり可決されました。

○井上博明議長 次に、日程8、第13号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第13号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、国家公務員の一般職の職員の給与につきましては、本年8月8日に人事院から国会及び内閣に対し、勧告及び報告が行われたところであります。

本組合職員の給与改定につきましては、情勢適用の原則など、地方公務員法に定められた諸原則に従い、国の状況、構成団体等を参考にすることで、職員組合と交渉を行った結果、人事院の勧告に準じ改定することで、合意を得ております。

本案の改正内容についてであります。まず、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、給料表の額を本年4月にさかのぼり、人事院勧告に準じ引き上げるものであります。

また、勤勉手当について人事院勧告に準じ、令和4年度以降における支給月数を、再任用職員以外の職員は0.1月分引き上げ年間4.40月分とし、再任用職員は0.05月分引き上げ、年間2.30月分とするものであります。

次に、乙訓福祉施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。会計年度任用職員に適用される給料表を明確にするために、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。第1条については、本年4月1日にさかのぼって適用し、第2条につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上博明議長 ただいま、提案理由の説明がありましたので、本案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

住田議員。

○住田初恵議員 賛成の立場で討論したいと思います。

この20年間、日本は、物を買わない、売れない、つukれないという経済成長ができない国になりましたけれども、これは先進国の中で日本だけが、給料が上がらない国になってしまったことに、その原因があると思います。

今回、人事院勧告で、公の職員の収入を上げることが決まったということは、そういう意味からも大切なことだと思います。

確かに民間の福祉施設では、なかなか給与を上げることは難しく、これは民間の福祉施設では、国の配置基準では、質が担保できないために配置基準より多くの人を配置してるのですけれども、介護報酬が、配置基準のために一人一人の職員の給与は低くなっていますので、民間に対しては、これから国の配置基準を実態に合うように改善させていくことが求められると思います。

確かに民間の福祉施設からは、ここの乙福は給料が上がっていいなという声も聞こえてくるのですけれども、そういう声もあることは確かなので、ここは民間ではなかなかできない、そういうサービスを、例えば強度行動障がいを持つ人とか、これから増えていく医療的ケアが必要な方、そういう方を率先して受け入れていけば、そういう先進的なことを取り組んでるから、そういうことは仕方がないなというふうに考えていただくこともできると思いますので、そういう事業も進めていただきたいという要望も加えて、私の賛成討論といたします。

○井上博明議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見も尽きたようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第13号議案について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、第13号議案は原案どおり可決されました。

○井上博明議長 次に、日程9、第14号議案 令和4年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第14号議案 令和4年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億864万4,000円とするものでございます。

それでは、まず歳出についてご説明申し上げます。

エネルギー価格高騰の影響は、本組合の行政運営にも大きく及んでおり、施設の光熱水費の予算に不足が生じるおそれがありますことから、307万4,000円を増額計上いたしました。

続きまして、人件費につきましては、人事院勧告に伴い169万円が増額となりましたが、一方で、育児休業等による減額があり、差し引き173万4,000円を減額計上いたしております。

また、財源調整で予備費を174万円減額いたしました。

次に、歳入ですが、府支出金では、本年度障害者相談支援ネットワーク整備推進事業委託金が確定したことにより、40万円減額計上いたしました。

以上で、令和4年度乙訓福祉施設事務組一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上博明議長 ただいま、提案理由の説明がありましたので、本案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を求めます。

（「なし」の声あり）

ご意見がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第14号議案について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、第14号議案は原案どおり可決されました。

○井上博明議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じたいと存じますが、ここで、中小路副管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

中小路副管理者。

○中小路健吾副管理者 貴重なお時間を頂戴いたしまして恐縮でございますが、私の任期中最後の議会になりましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

乙訓福祉施設事務組合議会の議員の皆様方には、この4年間、大変お世話になりましたことを、心から感謝申し上げたいと思います。

この間、新型コロナ等で、施設の運営、また認定業務等々、本当に様々な影響が出ましたけれども、大過なくここまで過ごせましたのは、議員の皆様方、また職員の皆様のご尽力の賜物だと感謝を申し上げる次第であります。

今後、ますます乙訓福祉施設事務組合が発展されますことを、また議員の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、簡単雑駁でございますけれども、この4年間のお礼とさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○井上博明議長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして乙訓福祉施設事務組合議会令和4年第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 井上博明

会議録署名議員 大伴 壘

会議録署名議員 松本 美由紀